

(第一類 第八号)

第一回國會 決算委員會會議錄 第十三号

昭和二十二年九月二十七日(土曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 竹山祐太郎君

理事 竹谷源太郎君 理事 島村 一郎君

片島 港君 河合 義一君

高津 正道君 竹内 克巳君

玉井 祐吉君 辻井民久助君

馬越 晃君 中曾根康弘君

長尾 達生君 西田 隆男君

岩本 信行君 富田 照君

平井 義一君 宮崎 靖君

受田 新吉君

出席國務大臣 齋藤 隆夫君

出席政府委員 法制局長官 佐藤 達夫君

法制局長官 井手 成三君

總理廳事務官 前田 克巳君

行政調査部公 淺井 清君

事務部長

本日の會議に付した事件

國家公務員法案(内閣提出)(第五四號)

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に關する法律

案内閣提出(第五八號)

○竹山委員長 これより會議を開きます。

昨日労働及び財政金融委員會の方と連合審査會が終行われまして、兩委員會からの意見を十分伺つたわけで、大體昨日の質疑をもつて連合審査會は一應打切ること決定をいたしました。

ので、兩委員會の意向を受けて、今後決算委員會において最後の審議を續けてまいりたいと思存します。

本日は前會に引續いて質疑を續けてまいりたいと思存します。

○宮崎委員 簡單なる質問をさせていただきます。人事院と給與局との關係はどういうふうな御處理なさいますか。それから給與規則の立案と給與審議會との關係はどのようになされていくか。政府當局の説明をお願いしたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 人事院と給與局との關係についてであります。本案が實施になりましたら人事院ができました。給與局につきましては、今日大藏省の給與局で掌つております事務のほとんど大部分は、今後本法の實施の仕事ということになると思存するので、従つてこの人事院の一つの部局といたして、給與局という名前をつけず、給與部といたします。それは存じませんが、給與のことを主管する部局がでることは當然であると思存します。

それからそういう關係の行政が圓滑に動くようない一つの補助的の機關として審議會といふか、委員會といふか、かといふことは、そのときの必要に応じて設けられるべきものであらうと思存しております。

○宮崎委員 だいたいの御説明は了承いたしました。

次に人事官の職務權限の中に、人事規則の制定改廢という關係が定めら

れております。一方においては人事院規則の制定は内閣總理大臣の承認を要すると思存しております。人事官の方に制定改廢といふことを規定してござい

ますが、この關係はどうかでござい

ますか。

○佐藤(達)政府委員 この制定改廢といふ言葉は、これを分解してみますと、新しい書おろしのときの制定と、改正の場合の制定と、やめる場合の制定、たとえば制定といふ場合にやめる場合のことを考えてみますと、この場合の人事院規則のことは廢止するといふことを人事院規則で結局きめるわけでありまして、もとの方の問題としては、制定と改廢と常軌的に廣くうたつておるわけでありまして、けれども、制定といふ言葉で押えておけば、すべての場合ははいるといふふうに思存します。従つて制定といふ言葉ば、改める場合、それから廢止する場合、これは當然含むといふ考へでおるわけでありまして。

○宮崎委員 それでは昨日合同審査會で御説明のありましたように、内閣に隷屬します機關として、ことごとく制定と改廢は内閣總理大臣の承認を得ると思存してよろしいと思存しますか。

○佐藤(達)政府委員 おつしやる通りでございまして。全部總理大臣の承認を必要といたします。

○宮崎委員 最後に黨としての希望を申し上げておきます。本法案の要旨を拜見いたしますと、職務上の能率向上

の點にきわめて重點をおいてあると思

えられますが、一面におきましては公務員

の社會性の發揮という點においては

はなはだ欠けるところがござい

ます。しかしながらこれは畫期的なもの

でありまして、はたしていかなるもの

が日本の實情に適合するものか、ある

いは日本の公務員制度を改善していく

上にいかなる制度がいいかといふこと

は、かつて経験者をもたないものであ

ります。従つて熟をいたしましては、

あえてこれに對して修正の意見を多分

にもつておけません。しかしながら能

率の向上よりも、むしろ公務員の社會

性の發揮といふことに重點をおくべき

ではなからうかと存じます。木法案百

何條かのうち、四十一條に人事院規則

の定めるところによるという條項がま

じつております。四十一條にわたつて

それらの人事院規則に委任された規

定がございまして。これらの點に御考慮

を拂われまして、人事院規則の制定に

ついては、公務員の社會性の發揮とい

ふことに留意せられることを希望いた

しておきます。

○佐藤(達)政府委員 了承いたしました。

○宮崎委員 質問は終了しました。

○受田委員 特別職と一般職の分類で

ありますが、教員のような特殊な任務

をもつてゐるものをこの一般職の方に

入れた關係上、こういうような問題が

起ると思ふのであります。たとえば試

験及び任免の方で、五十九條の中に、

條件附採用期間を設定をしておりま

す。ところが教員のように一定の學級

を擔當して、もしくは教科を擔當して

生徒、兒童を教育するといふ者に六箇

月が来たからお前は不合格だからや

めろといふようなことになる、も

ろん先生はオミットされたのだ、こ

うことになつて、教育上非常に影響

を及ぼす。しかも全國五、六十萬とい

う教員が常にこういうような制限のも

とに條件附採用をされたならば、全國

の教育が一定期間實績を上げるのに非

常な苦境に陥るといふ現實が起ると思

ふのであります。そこでこのような際

に「條件附採用に關し必要な事項は、

人事院規則でこれを定める。」という

う言ひ逃れがしてあります。これは

どうも六箇月の期間をどうするかとい

ふような問題でこの條項を取上げるか

どうかといふことも、ちよつと不安で

あると思存するので、一應お伺いた

します。

○佐藤(達)政府委員 そういふ種類の

問題が實はございまして。われわれとし

て慎重に考へべき問題が教員について

はあるのであります。従いまして先に

ちよつと觸れたかと思存します。け

れども、法律案の附則の第十三條に「外交

官、領事官その他の在外職員、學校教

員、裁判所の職員、檢察官その他の一

般職に屬する職員に關し、その職務の

特殊性からくる特例を設ける途を開き

まして、そういう種類の問題をよくと

研究した上で、特例の必要があれば特

例を設けようといふ一つの構えを設け

ておるのであります。

○宮崎委員 質問は終了しました。

○受田委員 特別職と一般職の分類で

ありますが、教員のような特殊な任務

をもつてゐるものをこの一般職の方に

入れた關係上、こういうような問題が

起ると思ふのであります。たとえば試

験及び任免の方で、五十九條の中に、

條件附採用期間を設定をしておりま

す。ところが教員のように一定の學級

を擔當して、もしくは教科を擔當して

生徒、兒童を教育するといふ者に六箇

月が来たからお前は不合格だからや

めろといふようなことになる、も

ろん先生はオミットされたのだ、こ

うことになつて、教育上非常に影響

を及ぼす。しかも全國五、六十萬とい

う教員が常にこういうような制限のも

とに條件附採用をされたならば、全國

の教育が一定期間實績を上げるのに非

常な苦境に陥るといふ現實が起ると思

ふのであります。そこでこのような際

に「條件附採用に關し必要な事項は、

人事院規則でこれを定める。」という

う言ひ逃れがしてあります。これは

どうも六箇月の期間をどうするかとい

ふような問題でこの條項を取上げるか

どうかといふことも、ちよつと不安で

あると思存するので、一應お伺いた

します。

○佐藤(達)政府委員 そういふ種類の

問題が實はございまして。われわれとし

て慎重に考へべき問題が教員について

はあるのであります。従いまして先に

ちよつと觸れたかと思存します。け

れども、法律案の附則の第十三條に「外交

官、領事官その他の在外職員、學校教

員、裁判所の職員、檢察官その他の一

般職に屬する職員に關し、その職務の

特殊性からくる特例を設ける途を開き

まして、そういう種類の問題をよくと

研究した上で、特例の必要があれば特

例を設けようといふ一つの構えを設け

ておるのであります。

○宮崎委員 質問は終了しました。

○受田委員 特別職と一般職の分類で

ありますが、教員のような特殊な任務

をもつてゐるものをこの一般職の方に

入れた關係上、こういうような問題が

起ると思ふのであります。たとえば試

験及び任免の方で、五十九條の中に、

條件附採用期間を設定をしておりま

す。ところが教員のように一定の學級

を擔當して、もしくは教科を擔當して

生徒、兒童を教育するといふ者に六箇

月が来たからお前は不合格だからや

めろといふようなことになる、も

ろん先生はオミットされたのだ、こ

うことになつて、教育上非常に影響

を及ぼす。しかも全國五、六十萬とい

う教員が常にこういうような制限のも

とに條件附採用をされたならば、全國

の教育が一定期間實績を上げるのに非

常な苦境に陥るといふ現實が起ると思

ふのであります。そこでこのような際

に「條件附採用に關し必要な事項は、

人事院規則でこれを定める。」という

う言ひ逃れがしてあります。これは

どうも六箇月の期間をどうするかとい

ふような問題でこの條項を取上げるか

どうかといふことも、ちよつと不安で

あると思存するので、一應お伺いた

します。

○佐藤(達)政府委員 そういふ種類の

○**登田委員** その特例がこうした問題を
を上げるために何かこじつけのよう
なことになるおそれはないであらう
か。たとえば教員の場合は採用期間
を設定しないというような規定を設け
ることになるのでありますか。

○佐藤(達)政府委員　研究をいたしまして、これはそういう特例を設けたがよからうということになりますれば、今御指摘のような條文の適用はしない、というようなことを、別の法律なり、あるいは人事院規則で定めることになるわけであります。

○片島委員 特別職のところでお尋ねしておきたいのですが、現業廳というものには特別職の中にはいつておるのでありますが、現業廳は従来法規的な解釋ははつきりしたものがなかった。ずっと前には現業員に對しては特別勤勉手当を出すというのがありまして、その勅令によつて識別しておつた時代がありま

す。今度労働組合法ができて、それによつてとやはり現業廳の職員ということが出ておりますけれども、どこまでか
現業廳の職員であるかということは、労働組合法にも書いてないのであります。従つて労働委員會でこれが判定についてまだはつきりしたものをもつておらない。ここで人事院規則によつて現業廳というものの區別をはつきりきめるかもしませんが、きめたところから法律によつてきめてあるものに對して、人事院規則で人事院の人事行政の立場から規則の解釋をはつきりつくすることは困難だろふと思います。ではこの法律の中で、現業廳はどれ／＼までを含むんだ、これは除外するんだ、ということをはつきりしておく必要があるのかと思ひます。政府側

はこの現象をこれから研究するといふつもりで書かれたのですか、あるいはどの範圍に考えておられますか。

○佐藤(達)政府委員 おつしやる通り、この現業廳の範圍の認定にあつては限界を盡すことについて困難な問題があるのであります。が、勞働關係調整法の一つの規定に現業のことをうたつてありますが、それで解釋が一應きまつたと申し上げていいようなラインがあります。従ひましてこの法案の建前といたしましては、今のところはそれに従つて現業廳を指定するほかは

あるまいと考えております。但しこの考え方、今のラインに引き方は、いろいろ精密に研究すればさらにりつばな引き方もあるかと思いますが、そのときはそのときにいたしましょう。ただいまのところでは、今申ししましたようなことでいいという考えをもちておる次第であります。

○片島委員 これは説明あるいは質疑があつたかと思いますが、特別職の中の輕易なる業務に従事する者というところの説明をもう少しはつきりお伺いしたい。

○佐藤達政府委員 特別職の中に「單純な業務に雇用される者」ということでうたつております。これは例をあげますれば、小使さんであるとか、あるいは給仕の人であるとか、ある

いは掃除夫の人達というような人達を
主として考えておるわけであります。
○片島委員 従来技師員とか、あるい
は雇員とか、事務員とかいう、いわば
雇員級の人がありますが、今お話を
なつたのは今まで傭人と言つていた人
であります。雇員と言われておつたよ
うな人は公務員として取扱われるもの

であるが、そうすればこれはあとで出てくる恩給の問題や定員の關係を調べてみますと、厖大な影響を及ぼすものですが、その點はいかがですか。

○佐藤達)政府委員 雇員とか傭人とかいう定義についてはそう客觀的にはつきりした定義はないと思ひますので、役所々々の扱いによりましては不統一な場面も相當あると思ひます。それ簡單にお答へすることは困難かもしれませんが、大體雇員級、ほとんど大部分は一般職の方にはいるというふうにお考え願つてよろしいと思ひます。

○**竹山委員長** なほ、昨日から審議に際して要求された質問のうちでも、職階制についての参考資料及び今一、二回質問が出ました公務員の數字については一應の答辯がありました。なほ可能な限り詳しい數字を近日中に提出を望んでおきます。

○**片島委員** ただいま委員長からのお

話がありました。が、各省ごとに官職別、たとえば一級官、二級官、三級官、雇員、儲人といったような別、さらにこれは内譯として事務系統、あるいは技師系統、教育系統といったような區別をして、出していただきますれば、審議する参考資料として非常に都合がいいと思います。から、今委員長からお話の資料をそういうふうな形で調製していただきます。と思います。

○前田政府委員　ただいまの資料であります。今までわが國におきましては、人事行政の主要機關というのがあります。その中で、こういう資料を優先的に集めているところが實はないのであります。それで私どもの方で平素利用いたしておりますのは、大藏省の方で豫算あるいは給與關係としてこういう資

料があります。それをやむを得ず使つておるような實情にあるのであります。それで一應の數字はそろつておるのであります。ただいま御要求があ

りましたような官職別、身分別という
ような数字は、これはもちろん調べ得
る数字であります。ただ先般の火
災の關係がありますので、御要求通り
の資料がすぐ間に合うかどうかよつ
と疑問ですが、できる限りの資料を急
いで提出いたします。

○竹山委員長 人專院の機構は一體政
令に依るようになっておつて、これは

どうでありますか。

○佐藤(達)政府委員 この人事院の組織は今のところは政令で決めるつもりは實はありません。委員長がおつしやつたのはたしか人事院の所要の職員をおく場合に、政令をもつて定められる

といふことをごらんになつての上のことであると思いますが、職員の方方は豫算の關係がございますから政令できめますが、人事院の内部規則のことは人事院規則に任しいじやないかといふ頭であります。大體のわれ／＼の考へといたしてただいま申し上げ得ることとは、事務局の構成として、第一は職階制の調査とその實施準備を擔當する部局、これが一つ、それから試験と任

を掌る部局、それから恩給局と申しま
すか、そういう部局も必要であらうと
考へておるわけであります。

○竹山委員長　そうしますと、いわゆる事務總局の機構は單に人事院規則で決められる程度のものじゃないと思ふ、非常に庞大というか、現在の機構だけから見ても相當獨立した官廳を中心に包攝していくことになりましたが、それを人事院規則のごときもので、いわゆる省令に準ずるようなものできめられるということについて、政府はそれ

で、いいとお考えになりますか。

○佐藤(達)政府委員　これは何分昭和二十四年一月一日までにとにかく設備せられるのでありまして、今当面の問題ではございません。今の問題としては、私かように考えるということを通して上げたわけであります。ただ、今の御懸念の問題は、この人事院というも

の特殊な性格、そしてそれに人事院規則というものの制定権を與えているという基礎の考え方から結びつけてまいりますと、人事院規則できめましても一向差支がないのではないかという氣持がいたします。それから國民一般に對して權力を行使するといふような役所でもありませんし、これはむしろ役所と役所との間の統轄調整を掌るといふ職能をもつてゐるわけでもありません。かたが、今申し上げましたような考えでおゐるわけであります。一體今までの日本の法律におきまして、一部局を政令に任しておるといふ考え方は、實は部局の長といふものがございまして、その部局の長がその部局を支配する責任及び權能を與えられております。以上は、部局の長がいろいろの職掌を

以上は、部局の長がいろいろの職掌を

もつてそれと違つた規定を定める場合は、むしろ法律が優先し、法律で初め定めて、人事院規則はそれと違つた規定ができないということになることは一般の法律上の原則によつてきますことを思ひますが、これらの競合作用の

○佐藤 達)政府委員 この末項の人事院と服務關係の規定は、來年の七月一日から全面的に適用される。それからそれ以外の規定と申しますのは、ほとんども大抵今は裁量罰則といふものゝ下で、

人となつて、その職に就いてゐる。その職においての規定でございます。従つて職階制度というものを實施可能な部分から逐次適用して、それをつくつていくということが本則の方であつておりますので、それと對應してのこれが條項というふうになつておるわけであ

て、まず第一の職階制が完成したといふ場合に、その職階制のでき上つた官職のグループにつきまして、この法律の採用であるとか、あるいは昇進云々というような規定が適用になるということをも、『つ明らかにする段階が必要』

附をここでいふからかういう官職についてこれ／＼の規定が適用になるといふことを法律なり人事院規則できめるものなるわけでありまして、後に、仰せになりました人事院規則で一旦きめたものを法律で覆すことができません。

でありまして、人事院規則はかりにきめ方がおかしなきめ方であつたといふ場合には、法律でこれを直せるといふことは當然のことでございます。

○高津委員 第一百條の三項、「職員は、政黨その他の政治的團體の役員となることができない。」この政黨その他の政治的團體というのは例をあげればどういふようなものをいうのですか、お伺いします。

○佐藤(達)政府委員　これは政黨その他政治的團體という言葉の問題であり

ますが、これは實體を押えての、結局政黨その他の政治的團體というものの、結局は、政黨、それから政黨に準ずる政治的團體的活動、政治的目的を主として結成された團體の意味を現わします。かりに政黨法ができてきまして、政黨の定義が、つちろるときまつてくるという場合を想像いたしますと、政黨法でいうところの政黨の定義には當らぬけれども、實體上何らそれに變りがないというものが、あり得るのでありますから、それらのものを含めるために、その他の政治的團體という言葉を入れたわけでありま

○高津委員、職員は政黨あるいはその他の政治的團體のメンバーになることは禁じてないが、役員になることだけは禁ずる、役員にはなれないといふの

は何がむりがないものでしょうか。みなが一番よい人だと言つても役員にならない、メンバーになれるが役員になれぬ。何らかの矛盾がそこにあるものでしょうか、

○佐藤達政府委員 役員となりますると、相當責任のある仕事を擔任される立場に立つわけであります。従つて一方において専心公務に従事しなければならぬ立場をとつております公務員が、そういう多少責任のある地位、政治的活動を主としたる仕事をする役員という職につくことはいかがであらう。

かという氣持から、こういう條文ができておるわけであります。

○高津委員 地方の支部の役員ならば、夜だけ手傳うという仕事ができるので、そういう人々が役員になれないということは——そう支障がないように思いますが、それをまで禁じておる理由はどこにあるのでしょうか。

○佐藤(達)政府委員　これはさきに百
一條の第二項の關係についても申上げ

たところと関連しているのであります
が、専心その職務に従事しなければならぬということが一つの重點であります
するが、そのほかにこの國家公務員としてその地位にあるものは、政治的の色彩をなるべく身につけずに、政治的の色めがねで外から誤解を受けるようなことのないようにという氣持が、相當強く働いているわけであります。その意味で、政治的團體の役員として政治的活動を義立つてするというような立場につくことは、今申しましたような方面からの考慮の上においていかがであらうかということになつてくるわけであります。

○高津委員 第二條で、前の質問でも

觸れられたと思いますが、特別職の中へ入れてある「十二、現業歴、公團をの他これらに準ずるものの職員で、法律または人事院規則で指定するもの」にだけ特別職になるのであります。

が、なぜ法律だけにしないで、人事院規則できめるということにしたので、
よろか。どうも不都合があるように思
えぬのですが……。

○佐藤(達)政府委員　これはたとえ、
現業廳につきましては、先ほども觸れ
ましたように、現在勞働關係調整法に
おいて大體各方面で一致した解釋とい

うものはきまつてゐるわけでありま
す。その解釋については、法律も何も
なしで大體そこで收まつてきてゐるよ
うな事柄です。そういふようなことで
ありますならば、これをただはつきり
させるために公に示すという意味で、
人事院規則で出されて一向差支えない
というふうな氣持があるわけです。そ

れから「準ずる職員」といひましても、だれが見ても準ずるといふことがはつきりしているもの、たとえばだいま特別調達廳というものがございます。特別調達廳というものは、公團といふ名前にはなつておりませんけれども、この法律をごらんになりますと、公團とまつたく實體は違わない。そういうものはこの人事院規則で指定して一向差支えないという氣がいたします。そういう部面もございますので、まづは人事院規則といふことを規定していただくのでございます。

○受田委員 附則の規定であります
が、第一條に、「人事院は、遅くとも
昭和二十四年一月一日には設置されな
ければならない」とこの遅くともという言
葉ですが、それよりも早くできればな

お結構であるという意味が含まれてゐりますけれども、大體法律に規定された人事院をいつつくるというはつきりした設け期日を示すような法文にする方がいいのじやないかと思ひます。

うせ二十四年一月一日でなければ設
けられないと思いますが、それよりも
早くできればなお結構であるというよ
うな、何だか融通のつくようにできて

ると思う。法文の辭句の問題ですけれども、それと一番最後の十四條の最後にあります「必要な經過の特例」これに今どういふような點の構想をもつてた

られるだろうか。たとえば從來の官吏服務紀律などは當然この法律の施行とともに廢止されると思いますけれども、そういうものの必要な經過的特例というものについて、今當局がもつておられる構想をちよつとお話を願ひたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 遅くともと申し

ますのは、これは例の臨時人事委員會というよりなものもありますし、それらの調査あるいは準備というような作業の關係も考慮いたしまして、遅くともといふ多少のゆとりを與えたのであります。少くとも一月の一日に設置する、しかしできるならばそれよりもつと早い機會に設置さるべきであるといふことをうたつてゐるのであります。て、受田委員の大體の御推測のような趣旨であります。それから最後の経過の特例と由しますのは、實はただいまのところ大したものはないのであります。が、たとえて申し上げますれば、現在官吏の分限令の關係で、やはり休職制度といふものはあるわけであります。今度の國家公務員法案におきましては休職制度といふものがござりますがい

前に休職になつて一年経たずに、また六箇月くらい休職になつておつた者が、本法の休職の期間の關係上どううふうな形で通算されるか、あるいは元の制度はたしが二年になつておつた

と思いますが、それと本法への移行に
わりの期間の通算關係の一つの取扱
というようなものが想像できるのであ
ります。これはその場になつて思ひ

けぬことが起つてきて、何とも動きが
かぬと困るというような用心がある
は先だつていると申し上げた方が正ま
かもしれません。しかし今の例として

さような場合の例があるわけでありま
す。

○高津委員 第百二條の私企業からの隔離というところで、「職員は、営利企業を営むことを目的とする會社その他の團體の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら營利企業を営むではない。」と書いてあるし、「職

員であつた者は、その退職後二年間は、その退職前二年間に在職してゐた官職と職務上密接な關係にある當利便業を代表する地位に就いてはならぬといふ。この規定はわれわれの賛成するよい規定でありますけれども、その中の項の「前二項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄廳の長許可を得た場合には、これを適用しない。」これでもう全部殺してあるうに思ふのですが、この例外をどうん利用された場合には、今までのようにあらゆる役所に外廓團體がたくさできて、官僚の古手がみなそこにこゝつて、いろいろ今までのように悪いとをする結果になると思ふのですがこれを所轄廳の長はどういう基準にいて許可を與えるものでしょうか。

伺います。

○佐藤達政府委員　こういう地位
ついてはならないといつてゐるこの
二項の條項については、すでにこの
員會の御審議においても二通りの御

論を拜聴したように承知しております。すなわち、民間からりつばな人が官界に招聘して、そうしてその人がのところへもどるような場合にもどせぬ、出口を止めてしまふということでは、りつばな人が民間からつちへ取れないじやないかという一の御懸念があつたように思います。

は公園に準ずるもの、調達廠というよ
うなものを指定するつもりであるとい

次に十三號に「これらに準ずる職員で、法律又は人事院規則で指定するも

の」とございます。この準ずるものの
範圍を明らかにしようという趣旨であ
りまするが、たとえて申しますならば

ある委員會に委員というものがあり、専門委員というようなものがおかれています。こういう場合

この専門委員のごときは、もとよりこれらに準ずるものということを言い得ますから、さようなものを人事院用

則で——法律できめればもちろん別でありますが、人事院規則で指定することもあり得るということでありま

す。それから一號飛びまして第十五號に「法律又は人事院規則で指定する」云々、とございます。これは宮内府の

職員の中で、侍従長及び侍従と、本膳の表に掲げられておりますものに準ずるもの、三つと皇言殿二つ

ております皇后宮大夫、それから東宮
についております東宮大夫というよう

なものが、指定せられ得るものと考えます。指定するかしないかは別として指定せられ得るものと考えます。

次は第二章の關係で第五條のとじ目の邊に「任命の日以前一年間において、」云々とあつて、「人事院規則の定

めるところにより、人事官となることができない」ということがございます。公選による都道府縣の公職の候補

者、この公職の範圍、たとえば都道府
縣知事であるとか、あるいは都道府
會の議員であるとかいうふうな公職

明らかでしょう。それからもどつて縮でありますが、「政黨の役員」とある

八五

が、この「政務の役員」というのはどういふものを言うのか、これを明確ならしめようという趣旨でございます。

次の第六條にありますが、宣誓についての規則でございまして、その宣誓文、宣誓の儀式のようなものを行えば、その次の次第というより手続的のことを規定するつもりでございます。

第七條の最後に「但し人事院規則の定める場合においては、この限りでない」といふのがあります。すなわち事務官であつたものが退職した後一年間は官職につけない。しかし除外例を設け得る。この除外例を人事院規則で定めようというのでございます。この中身となりますものは、弊害のない官職、すなわち純粋な技術的の官職であるとか、あるいは一定等級以下の責任の非常に軽い官職は、除外いたしても差支へないではないかと考えられますので、これを規則で定めさせることにいたしておるのであります。

第八條に移りまして、印刷物のこと、目の左に「但し」といふのがございします。人事官の二人以上が同じ政黨に属するようになった場合には、とにかくどの人かをやめさせなければならぬ。そのやめさせる場合には、兩議院の同意を経るやめさせるという建前になつておりますけれども、ある場合を考へてみますと、甲、乙、丙と三人の人事官がおりまして、甲の人が黨籍をもつておる。乙、丙はまだ無黨籍であつた。ところが後に乙が黨籍を取得した。ある政黨に加入した。その政黨がたまたま甲が所属しておる政黨であるという場合には、あとからその黨籍を取得したところの人

を、内閣はただちに罷免することが出来る。一々兩議院の同意を経る必要はあるまい。その趣旨であります。これはさらに追記しまして、この次の項に「前項の規定は、政黨所屬關係について異動のなかつた人事官の地位に影響を及ぼすものではない」とあります。これは法律から當然わかつておることでありまして、この項を受けての條文であります。

次は第十二條、ページで申しますと十五ページの目の左に、人事官の定例會議の規定がございします。これは「人事院規則の定めるところにより」と云々とあります。これは御推測の通り會議の場所、それを何日おきにやるかどうかというより、會議の運営についての定めをなそうとするものであります。會議の運営と申しまして、ただいま申しました場所をどうするか、定例集會日をいつにするか、少くとも「一週間」となつておりまして、一週間に三回あるいは毎日やるというやうなことを定める。それから内部的な運営の事柄は、その條文の一番最後にございします。「人事官會議の議事に関する必要事項は、人事院規則でこれを定める」と。この人事院規則で、たとえば議長が缺けたときの代理はどうするか、あるいは議事の手続をどうするか、議事の發表はどうするかというやうな、普通の委員會の規則と同じやうなことが豫想されるわけでありまして、次の條文の第二項に「人事院規則の定めるところにより、地方の事務所を置くことができる」といふことに相なつております。これは先ほども觸れましたやうに、必要な地に置きます。その場所、その受持の仕事の範圍という

やうなことが、この條文の内容に相なるわけでありまして。

第十九條、十七ページの左の側に「人事記録の記載事項及び様式その他人事記録に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める」といふことになつております。これも大體御推測がつくと思ひますが、記載事項として何をあげるか。これは前に記載事項様式としてあがつておりますが、それに準ずるやうなもの、すなわち調製者、保管者、これをつくる時期というやうなものが、こまかく定められることを考えます。

それからその裏のページの十八ページの一番右に、第二十條「人事院は、人事院規則の定めるところにより、職員在職關係に關する統計報告の制度を定め」云々とあります。これも御推測のつきましますように報告の事項、あるいは報告の様式、報告の時期というやうなものが、その内容と相なることと存じます。

それから左側のページの第二十四條であります。これは附けたりで申しますが「内閣總理大臣の定めるところ」、これは珍しい條文であります。ここだけであります。これは業務の状況の報告を人事院からも求めます。について、注文主としての立場から、その内容たる事項、様式、時期等をきめようといふのであります。これは人事院の説明ではありません。附けたりの説明であります。

それから第二十五條に「人事院規則で指定するその他の機關」これは前回の御質疑にお答えしたのであります。人事主任官を置かなければならぬといふ義務づけの規定であります。たとえ

ば各省、總理廳に準ずるやうな世帯の大きな部局、たとえば、安定本部でありますとか、外務省の終戦連絡事務局長、大勢の人数を抱えているやうな部局というやうなものを指定することにしようと思ひます。

それから第二十六條の最後の、主任官會議についての人事院規則云々という條文であります。これも會議の開かれる場所とか、回数とか、あるいは定足数とか、議事の手続をこまかく規定されることを考えます。

それから職階制につきまして、第三十條第二項に「この法律に定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める」と。これは最初の御説明に觸れまして、たよりに、この施行細則は省令や政令によらないで、人事院規則で統一に定めるのだといふことをうたう趣旨であります。その方に主眼がある條文であります。

次の第三十一條には「人事院規則の定めるところにより、職階制の適用されるすべての官職をいづれかの職種及び等級に格付しなければならぬ」といふことがございします。これは結局分類による格付表というものは、人事院規則の形で明らかに示されなければならぬといふことを言うのと大體同じだろうと思ひます。また分類の手續、技術的な手續等もここできめられると思ひます。それからその第二項に再審査についての人事院規則云々の條文があります。これを想像してみますと、再審査をかりに定期的にするとか、随時にやるとか、あるいは再審査の方法をどういふ方法でやるのか、それから改訂した場合の改訂そのものも、人事院規則の形で公表するやうなことがきめられ

るものと想像いたします。それから第三十三條の第二項に「根本基準の實施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める」とございします。これも先ほど三十條について申しましたのと同様に、むしろ省令や政令で定めずして、人事院規則で統一にきめてもらうといふことをうたうことに主眼をおいた條文であります。施行細則の形式についてうたつていふといふふうに御了解を願つてよろしいのであります。

それから第三十五條は缺員を生じた場合の條文でありまして、法律または人事院規則に別段の定めのある場合を除いては、任命権者はどういふ方法によつて任命してもよろしいという條文であります。ここには法律又はとございしますが、法律で豫想しますのは、たとえば現在の法令にもありますやうに、外務省の外局として、終戦連絡事務局總裁という官職がございしますが、この官職は外務大臣が必ず兼ねるということになつております。これを言葉をかえて言いますならば、終戦連絡事務局總裁の採用は、必ず外務大臣の兼任という形をとらなければならぬといふことになつてまいりまして、かういふやうなことは法律できめてしかるべきものと思ひますが、この人事院規則で定めるものとして豫想されますのは、個々の缺員、個々の官職について一つの基準を設ける。すなわちある官についてこれ／＼以上の数の缺員が同時に起つて、それらの缺員を同時に埋める場合は、全部昇進だけで埋めるというこもいかがであらうか。あるいは全部新規採用だけで埋めてしまふ

ということもいかであらうか。これは人事運営の適正を期する上において、その比率を、何分の一は採用により、何分の一は昇進によるというように、きめることが、必要な場合もあるというようなことは、人事院規則に期待されることであります。

それから三十六條に、競争試験の但書といたしまして「人事院規則の定める職種及び等級について、人事院の承認があつた場合は」ということがございします。これは前回の御質疑に對してお答えしたところでありますが、ある官職、等級を指定いたしまして、選挙によるものという指定をする。たとえば一定の免許状を有するものについて、その仕事が比較的機械的の業務であるような場合においては選挙だけで済みます。あるいはタイピストとか、筆耕を主業とする者というような人たちはこれを除外する。あるいはまた先に申しました民間からむしろこちらが三顧の禮をとつて迎へなければならぬという職種、等級もあります。そういうようなものを指定するというようなことになるかと存じます。

その次に「人事院の定める基準」とありますが、これは規則のことではありませんが、附け加えて御説明いたしておきます。人事院の定める基準によつて、選挙機関が行う。これは各職種、等級ごとに、書面審査でやるか、あるいは面接によるか、それを両方併用するか、あるいはまたその内容として前の公職にあつた在職の経歴をどの程度に見てやるかというようなことで、あるいはまた面接の場合につきましても、メンタルテストのことをやるかというようなこと、あるいは免許状を見せ

てもらふ必要のあるものについては、免許状の提示を求める旨を定めるとかいうようなことがあらうかと存じます。これはいろいろこま／＼したこと、が考えられ得るのであります。その次の行に「人事院規則の定めるところにより」というのがありまして、これは従前在職したことのある、あるいはその経歴をもつた人を再任する場合の規定であります。これで定めます内容として想像されますのは、無條件に従前在職したものを全部拾い上げるということもかえつていかにかという場合もあります。たとえばずっと昔に在職しておつて、長い間休んで役所の空気が離れておつたという人を無條件に再任することはいかにかであらうかというところについての条件、すなわち従前の経歴と、遊んでいた期間とを考へ合せて多少の調整を加える、また従前官職を離れたときの原因が、非常に悪い原因であつたというようなことを考慮に入れてこの間の調整をする。これはこの條文にありますように「これを行ふことができる」とでありますから、できる場合と、できない場合があり得るわけです。そこについてのこまかい規則を設けてもよろしかろうというところでございます。

それから三十八條、缺格條項をきめた條文であります。官職に就く能力を有しない者を掲げまして、但し人事院規則の定める場合は除かれるというところになるわけでありまして。これで除かれる場合は、大體臨時職員とか、あるいは肉體的勞務に近い仕事を内容とするもの、あるいはまた翻譯の囑託をやつていてというようなものについて、これを嚴重にしばる必要もあるまい、というようなこともいろいろ検討の結果、除外し得るような途を設けているわけでありまして。それから次の四十二條に、試験のところで、人事院規則云々とあります。これは職種及び等級に應じて行つ試験のやり方でありまして。ある職種については、たとえば毎年一回やるとか、時期の問題、それから職種ごとの試験の程度、それからまた科目、あるいは試験の出題の手續等、いろいろと考えられますが、さうなことがこの内容に相ならうと思ひます。

有しない者を掲げまして、但し人事院規則の定める場合は除かれるというところになるわけでありまして。これで除かれる場合は、大體臨時職員とか、あるいは肉體的勞務に近い仕事を内容とするもの、あるいはまた翻譯の囑託をやつていてというようなものについて、これを嚴重にしばる必要もあるまい、というようなこともいろいろ検討の結果、除外し得るような途を設けているわけでありまして。それから次の四十二條に、試験のところで、人事院規則云々とあります。これは職種及び等級に應じて行つ試験のやり方でありまして。ある職種については、たとえば毎年一回やるとか、時期の問題、それから職種ごとの試験の程度、それからまた科目、あるいは試験の出題の手續等、いろいろと考えられますが、さうなことがこの内容に相ならうと思ひます。

い、そういうようなこともいろいろ検討の結果、除外し得るような途を設けているわけでありまして。それから次の四十二條に、試験のところで、人事院規則云々とあります。これは職種及び等級に應じて行つ試験のやり方でありまして。ある職種については、たとえば毎年一回やるとか、時期の問題、それから職種ごとの試験の程度、それからまた科目、あるいは試験の出題の手續等、いろいろと考えられますが、さうなことがこの内容に相ならうと思ひます。

次の四十四條に同じく受験資格のこととがきめられております。最少限度の客観的かつ靈一的な要件を定めるについて、その細目を人事院規則をもつて定め得ることとしておるのであります。これで想像されることは、たとえば職種等級のいかんによつては、警察官のような場合、非常なお年寄りでも困るという年齢の制限であるとか、あるいはまた化學の實驗に従事する官職については色盲の人々では困る。あるいは場合によつては醫師の免許状を要する場合もあるうし、そういうことを具體的にの／＼の官職についてこまかくきめる必要があらうと思ひます。その場合を豫想してのものであります。それから四十六條に「人事院規則の定める受験の資格」という字句がございしますが、これは四十四條について申したその資格のことを言つておるのであつて、ここで總論的に人事院規則が出るわけではございません。言いかえれば前の條文で定められた受験の資格というように御了解願つて結構であります。これは全然實のないものであります。

い、そういうようなこともいろいろ検討の結果、除外し得るような途を設けているわけでありまして。それから次の四十二條に、試験のところで、人事院規則云々とあります。これは職種及び等級に應じて行つ試験のやり方でありまして。ある職種については、たとえば毎年一回やるとか、時期の問題、それから職種ごとの試験の程度、それからまた科目、あるいは試験の出題の手續等、いろいろと考えられますが、さうなことがこの内容に相ならうと思ひます。

第四十七條の試験の公告の規定があります。人事院規則の定めるところにより「公告をラジオでやるか官報に載せる、あるいは新聞を利用する、郵便局にビラを貼るとかいろいろ、適切な方法を人事院規則で定められるわけでありまして。それから四十八條に、試験機関の場合について人事院規則ということがあるります。これは大體上位の、責任の重い官職については中央の試験機関で行う、あるいは中位のものはどう、下位のものは場合によつては地方事務所をやつたり、あるいは各省との連繫のもとにおいて試験機関をきめてやるという事務がその内容になります。

五十條に名簿の關係の人事院規則があります。これは名簿のつくり方、これについては、たとえば氏名のほかにどういふことを記載するか。点数は總平均点数を書くか、各科目の總点数を書くかということ規定するはずであります。五十四條、名簿の失効の規定であります。「人事院の定める事由」という言葉があります。これはたとえば名簿に載つておりますが、何遍推薦をしてもどこからも就職はされてもどつてくる。そういう人が上の方につかえているとあつた人が浮かび上がる機会がないから、五回以上不採用になつた人は名簿から落すと、あるいは受験後に本人が資格を失つた場合には落すとか、あるいは試験がたゞ／＼全部無効であつた場合には名簿そのものも失効させるとか、大體あたりまえのことを規定することにならうと思ひます。それから五十八條二行目に「人事院規則の定めるところにより」というの

第四十七條の試験の公告の規定があります。人事院規則の定めるところにより「公告をラジオでやるか官報に載せる、あるいは新聞を利用する、郵便局にビラを貼るとかいろいろ、適切な方法を人事院規則で定められるわけでありまして。それから四十八條に、試験機関の場合について人事院規則ということがあるります。これは大體上位の、責任の重い官職については中央の試験機関で行う、あるいは中位のものはどう、下位のものは場合によつては地方事務所をやつたり、あるいは各省との連繫のもとにおいて試験機関をきめてやるという事務がその内容になります。

があります。これは任命権者に對して、候補者名簿から推薦すべきもの、手續であります。本人の氏名、生年月日、住所、あるいは試験の成績などを備えた書面で任用者に指定してやるというようなことを規定することになりましよう。

五十九條で條件附の採用の事務ですが、その條件附採用はどういう人たちに對して行かうかということ、職種、等級を指定してやらなければならぬ。その職種、等級の指定は人事院規則をもつてはつきり示す。たとえば今の制度で言へば二級、三級程度の中堅層の人と、中級の人たちについてはこの條件附採用を必要とすると考えております。

それから末項に人事院規則で必要な事項を定めるところになつておりますが、どうも本人が勤まらぬという場合、これを罷免する場合は六箇月以内のその旨人事院に通知してやる。お前の方の試験を通つたけれどもとても通えぬという通知の義務を課す。任用権者の方から通知させるという事務が内容にならうかと思ひます。それから六十條にある人事院規則は、臨時任用の場合の手續をきめることにならうと思ひます。臨時任用の場合、人事院の承認を得るのであります。その承認を受ける場合に、それを申請する形式としてこれ／＼の員數、その理由、あるいは臨時任用を行おうとする職種、等級等を明らかにして申しこんでくれというような形式がきめられることと相なりましよう。それから次に「人事院の規則の定めるところにより」とありますが、これは六箇月の期間を更新する場合の承認

を求める場合についての手續で、今申したと同じような事柄が内容となると考えられます。

六十八條の末項に、給與簿に關して必要な事項は政令または人事院規則で定めることに相なっております。この政令がここにあらはるは非常に珍らしいのでありますが、給與簿の關係は會計法、會計規則の系統の面を一面においておいておきますから、この面においてはこれは政令事項でありますから、當然政令と書いたものであります。人事院官吏の系統の面におきましては、これは人事院規則の部面としてここにきめたということになりまして、給與簿の形式であるとか、あるいは記入事項あるいはその他の關係だとかいう事柄をこまかく規定されることと思いません。

それから七十一條の能率の關係のところ、二項にある「根本基準の實施につき、必要な事項は」とあります。これは前にたび／＼出てまいつたのと同様、この根本基準の施行細則は省令あるいは政令によらずして、人事院規則で統一的に定めるのだということなりたつたわけの方に主眼をおいておるのであります。

それから七十四條の第二項にこれと同じ形が出ております。これはみんな同じ韻をふんだ形になつており、その趣旨はただいま申した政令等を排除する目的であります。

七十五條の身分保障の關係では「人事院規則の定める事由に該當するときは、降給される」とあつて、降給は人事院規則で定める。この降給をする場合は、非常に精密なる規程を必要といたしますから、たとえば成程不良の場合にどの程度の月給を下す。あるいはまた降任によつて、上の等級から下の方の任命外に降任された場合に、今までもらつておつた同一俸給が、その下の方の職種になつたという場合にはどういふ處置をとるかといういろいろなこまかい場合があるから、これは網羅的にきめなければならぬと思ひます。そういうことが豫想されます。

次に七十六條に人事院規則に定める場合を除くといふありますが、これは三十八條とここにうたつてあります。その三十八條について先ほど御説明いたしました人事院規則に定める場合は除くのだ、その場合をそのまゝにここに移動しただけでございます、實體はございません。

それから七十七條の人事院規則の定めるところによる降任または免職でございます。これはその理由を一、二、三號と列挙してありますが、これにはいろいろ／＼程度の差がございます。比較的程度の重いものは免職にする、比較的程度の軽いものは降任で済ますことに相なるわけでありまして、もちろんその標準がきめられることは一つの内容と相なるものであります。それからたとへば心身の故障のためという場合の認定をどうするか、この場合には必ず専門の醫者に判定せしめた上でなければならぬというよりな認定の手續等も必要であらうと存じます。

それから第八十條の「前項各號に掲げる」云々とあつて、人事院規則で必要な事項を定めることができるのであります。第八十條のあげております臨時職員、條件附採用期間中の職員という項については、一應この法律の分

限規定から放り出してあるわけでありませう。しかしこれらの分限について全然放つておくことはできませんから、人事院規則で必要な事項はきめてもよろしい。想像いたしますれば、條件附任命についても病氣の休職ぐらいは恩恵的に認めてもよきはないかというところが研究の結果出てきますれば、そういうものを人事院規則で設けてもよからう、あるいはまた過員を生じたというやうな場合に休職の扱いをしてよからうといふやうな場合、人事院規則で定められ得るのであります。

それから九十五條にまいりまして、ここにまた「根本基準の實施に關し必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。これも先ほど申したように、この施行細則は省令、政令等によらないのだ」といふことを主眼とした表現でございます。

それから九十六條で服務の宣誓について規則が考えられますが、これは宣誓の内容がいろいろ／＼職務によつて違ひますから、人事院規則で適切にきめる。また宣誓する職員の範圍というものを考えられまして。

それから九十九條にまいりまして、「法律又は人事院規則の定める條件及び手續」といふ言葉があります。これは法律で定められる場合があるかとも思ひますが、人事院規則の内容として「應申し上げます」と、たとえばこれを拒む場合には、政府として必ず閣議にかつて政府の責任において拒むといふやうな手續を規定する場合があるかと思ひます。下の方の役所の長限りで拒んではいかぬ。政府は閣議にはかつてはつきりした態度をきめれば拒む

ことは許されることもあらうというやうなことを、それからこの條件といたしましては、非常に外交上デリケートな關係があつて、どうしても漏洩は困るというやうな報告、あるいは經濟上モラトリアムというやうな關係、そういう考慮を要するやうな場合といふことが條件として具體的にきめられ得ることであらうと思ひます。これは全體として手續的の事情ということになります。

それから百一條、これはたび／＼申し上げましたから、省略いたします。百一條の第二項「人事院規則」それから百二條の「人事院規則の定めるところにより、所轄廳の長」これも先ほど申し上げた御説明申し上げました。それからその次の項に營利企業の關係で「人事院は、人事院規則の定めるところにより、株式所有の關係その他の關係について報告を徴す」これもこまました株式の銘柄、株数、報告の形式をどうするか、また報告をするときには本廳長官を通じてから報告せよといふやうな事柄があります。

その次に「人事院規則の定めるところにより」がござりますが、この場合には、適當でないと思ふときには、人事院から當該職員に通知するその手續の事柄になります。たとえば本廳長官を経由して、本廳長官に見せて本人に通知するか、また一定期間に通知するといふやうな事柄が考えられます。

その次に「人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に」と二つがござりますが、この上の方の「規則の定めるところにより、」は、企業との關係を絶つときにはやは

り人事院に知らせてくれとか、また官職を退く者が願書を出したら出したで知らしてくれとかいふことが内容にならうと思ひます。

それから百五條に「職員の勤務條件その他職員の服務に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定めることができる」とござりますが、服務條件として考えられますのは、たとえばなるべく役所の近所に住まへとか、役所に遠い所に住んでおつて勤務に差支えるやうな場合には本廳長官に申し出てもらいたいか、旅行をする場合は一應本廳長官の方に申し出て許可を得るか、手續をしてくれとか、賜暇の場合はどうだとかいふやうな事柄が内容として考えられます。そしてこれは割合廣い形になつておりますから、特に第二項を設けて「前項の人事院規則は、この法律の規定の趣旨に沿つたものでなければならぬ」といふことで法律でさらにしばつておるわけでありませう。

それから附則にまいりまして第一條の末項の「法律又は人事院規則」これは先ほど竹谷委員のお尋ねに對してお答えしたところで、すでに盡きでおりますと思ひますから省略したいと存じます。

それから第二條の終りに「法律又は人事院規則」とございますが、これは臨時人事委員會のこまかい事柄についての内容を、これに豫想しておるわけでありませう。

それから第九條に、人事院規則の定めるところにより試験又は選考に合格した者とみなすといふやうなことが書いてありますが、これもたしか前回指定する日において指定するといふことを申し上げたいと思ひますが、官職毎

に切替えの日が違つてまいりますから、その切替えの日において切替えに該當する官職を押えまして、この官職に在任してゐる者は今度の新しい官職に任命されたものとなるという該當關係、それから舊の職と新しい職との該當關係、またどういふ種類の試験に合格したものと見るとかいうことを、一々こまかにきめなければならぬと存じます。

それからまた十一條に同じようなところがござります。人事院規則の定めるところにより臨時職員に任命されたものとみなす。これはやはり舊の職と新の職を比較して、この職に現在おる者はこの新しい職の臨時職員となつたものとみなすというやうな該當關係を定めなければならぬので、それをここできめようということでありま

それから十三條の特例の關係におきましては、先ほど受田さんでありましたかに對して、一應お答えしたのであります。重要事項は法律を要する。殊に現在檢察官、裁判所職員等については法律で定めておるものがあるといふことを申しましたが、それでは人事院規則としてどんなものが豫想されるかといふことが一應考えられるのであります。どうも大したことは想像できませんが、たとえば在外公館の職員について人事記録を正しくきめておく。あるいはまた在外公館の職員について一々人事院の方へ報告をするといふことは不可能でもあり、必要でない場合もありまうから、そういう小さな特例ならば人事院規則できめても差支ないではないかといふことを――實は強いて考へるのでありますけれども、考

えるのであります。それから十四條の經過的特例につきましても、先ほどお尋ねがございました、休職期間の計算關係等はどうかと思ひますが、今さしあたつて豫想されるものは、十四條の關係では大してございません。

以上たいへん長い時間をとりましたけれども、一應われ／＼の今考へておるところを申し上げればよいなことでござります。

○受田委員 非常に詳細にわたる御説明をいただき大體了承いたしました。それで今質問した中に、二番目の項として、憲法十五條の趣旨に則つてこれを制定するといふやうな意味の字句を、前文かまたは第一條にか挿入する必要はないでしょうか。お伺いします。

○佐藤(達)政府委員 憲法に直接つながりをもつやうな法律について、は、同様な問題があると思ひます。労働基準法なんかにしても、實は問題になり得る事柄であらうと思ひるのであります。一々法律の表に書くまでの必要はないと思ひます。それではどこにそういう趣旨が現れてゐるかといふことは、結局この憲法の十五條の問題、ただいま御指摘の選定罷免の權利、それと國民全體の奉仕者であるといふことが十五條の本體であらうと思ひわけでありまう。そこで國民固有の權利といふものは、この選定罷免の權限の根源が國民に發するといふ趣旨であることは、前回申し上げた通りであります。これはこのすべての條項が民主的に運営されなければならぬ。殊に第一條にも「民主的な方法で、これ

を選擇し」といふやうな言葉にもうかがわれますし、その他この法律全體の精神といふものがこの十五條に則つておるといふことは當然であらうと思ひます。それから全體の奉仕者であるといふやうなことも、服務の基準等におきましては特ににつきり掲げておられますし、この二つの面を總合して考えますれば、ただいま受田委員の仰せられました趣旨は、この法律案の全體にみながつておる。むしろこの法律案全體がこの精神を示しておるといふやうに申し上げてよろしいのではないかと考えます。

○受田委員 一應私の考へておる事柄をお尋ねして、しかる後に總括した答辯を願ひたいと思ひますが、三十三條、先ほど人事院規則の内容をお伺ひしたのであります。ここにありまうところの「前項但書の選考は、人事院の定める基準により、人事院又はその定める選考機關が、これを行ふ」この選考機關の構想として各縣の人事委員會のやうなものが考えられてあるのかどうかお尋ねしたいのです。

○佐藤(達)政府委員 正直に申し上げまして、この選考機關はこの人事院のできました後において、人事院がその知能を集中したとして、適切な選考機關を定めるものと思ひるのであります。でありますから今ただちに選考機關の顔ぶれがどうなるかといふことを豫測することはできませんが、ただ大きなわくといひまして、たとえば中央の責任ある部署の役人の選考については、中央の人事院のおひきまの選考機關が行ふ。あるいは地方の割合に責任の軽い部署におる人たちの選考については、地方の出先でしかるべき選考機關

を取りまとめて、そこでやつてもらふといふやうな行き方に相ならうと思ひます。その程度お答えすることに止めらば、ちよつとないわけでありま

○受田委員 ただいまの問題で選考の内容ですが、どういふやうなものを選考するか、先ほどちよつとお伺ひしたのであります。この中に含まれておるものと具體的な内容をお伺ひしたいと思ひるのであります。

○佐藤(達)政府委員 これはいろいろ職種、等級によることと思ひます。たとえば例をある省の局長級の人について考へてみますと、まずその選考の方法としては、その人の精密な履歴書といふものが、どうしても必要要件になると思ひのであります。それからその人が過去において著書を出したといふことの業績があれば、それを證明する著書のやうなものとつてみる。それからまた實際その人の人柄といふものを見るためには、やはり面接を必要とする場合もあらうといふ場合には、面接による選考をそれに加味するといふやうな方法、そういう種類の

方法が考えられます。それからさらにまた違つた種類について言いますならば、たとえば技術的の職種に屬するものであれば、醫者の免許證を出させ、そしてその経歴を調べて、それを合せてみて採用をきめるといふやうなことになるまいしょう。また場合によつてはメンタルテストなどことをやるという場合もありまうし、これはいろいろ場合があると思ひます。

○受田委員 今の選考機關のところ、どういふ人を入れるか、たとえば官公廳の労働組合の代表を入れるとい

うやうなことも考へるということ、これはまた後ほど具體的に進められるときになつてわかるのであります。今は、そこまでは……。

○佐藤(達)政府委員 今のところは何かもういふところまで考へておられません。ただ今の選考機關として現在も一種の選考をやつておるわけでありまうが、たとえば技術者の選考の場合であれば、その技術の方の専門家が必ず加わつてもらなければならぬまい、そういう程度のことを考へておるわけでありまう。

○受田委員 六十三條の「職員の給與は、法律により定めらるる給與準則に基いてなされ」これでありまうが、これはたとえば労働組合の團體交渉權を否定するといふやうなことにこの法文がなるやうなおそれはないか。特にその次の「これに基かずには、いかなる金銭又は有價物も支給せられることはできない」といふやうなところから、いささか不安を感じるのであります。

○佐藤(達)政府委員 その點は現法の法制のもとにおけるとまつた同様でございまして、現在におきましても官吏の給與法といふものがありまして、またそれに豫算が一つの條件として加わつておるわけでありまう。そしてここに團體交渉といふものが行われておるわけでありまう。この邊は同じわけでありまう。

○受田委員 七十二條、職員の職務に關する項であります。この勤務成績の評定は、だれが、どんな方法でしようとするのであるか。民主的な委員會制度のやうなものをもつべきではないか。任命權者とか上司だけで獨斷でやるといふやうにならないか。その點を

お伺いいたします。

○佐藤達 政府委員 これは上司がひとりでやめてやつてもよいことでは、またいろいろ弊害が考えられまするから、そういう懸念のないような方法を相宜注意して考えなければならぬものと思っております。あるいは少くとも二三人で相談してやるとか、上司がきめたにしても、特定の公示をするということとはほど勇気を要するのだらうと思ひますけれども、何かそれに似たような方法はぜひ考えられなければならぬというふうに考えております。

○岡田委員 八十五條、勤務条件に關する行政措置の要求問題ですが、「職員は」というあの職員という内容はその次の要求するところの事柄と關係するのでありまして、個人でもよい、團體でもよいという意味か、または個人であつて團體ではないという意味か、それをちよつとお伺いしたいと思ひます。

○佐藤達 政府委員 これは個人としていく場合もありまして、團體の代表者という意味で職員が出ていく場合もあると思ひます。

○岡田委員 八十七條にはいろいろして、「その他の事項については、その職員の所轄廳の長に對し、その實行を勧告しなければならぬ。」この文章であります。これについてたとえは教員の場合でありましたならば、府縣立の學校、公立學校の教員は地方長官の監督を受けておる。そういう際に人事院が文部省を抜きにして、ただちに、府縣知事にその勧告をすることができるかどうか、こういう問題であります。

○佐藤達 政府委員 これは要するに適當な行政上の措置を行う責任と権能をもつておる人に勧告するということがありますから、文部大臣の場合には文部大臣にまいりまして、地方府縣知事である場合においては府縣知事にいく場合もありまして、その行政上の措置が行われるについての責任者、それがすなわち言いかえれば所轄廳の長ということに相なるものと考えております。

○岡田委員 最後に附則第九條によりまして、この「人事院の指定する目において」云々、ここでこの一定の職階以下のそのときの在職職員に對して大體の昇任試験のごときものを施行して、現在非常に不均衡になつてゐるのを是正するといふような意思をおもちではないか。たとえば學歴そのほか經歷等で相當な差異がある。それが切替えられたる時機において、一通りの不均衡の是正策を講ずる必要はないかと思ひますが、それをちよつと伺いたいと思ひます。

○佐藤達 政府委員 理想としてこれは官界の建直しを意圖しておる法案でありますから、できるならば全部一新して出なおしをしていくというのが、極端なことではありますけれども理想であらうと思ひます。しかし一方において、この間ちよつと申しましたように、大體な数字の大量の職員がおるわけでありまして、その人たちについて全部一遍濾過機を通して濾過をし直すということは、技術的にみてどうも不可能なことで、はつきり不可能と申し上げてよろしいと思ひますが、それのみならずそれらの多數の人たちに對してこれは非常な不安動搖を與えるで

あらうと思ひます。それらのことを勘案いたしますと、その結果行政事務に對するその動搖に基く行政事務阻害といふようなことも考えられますし、これは大問題であると思ひのであります。それはともかくとして、とても技術上の問題としても不可能であらう、そういうふうにお答えした方がよいと思ひます。

○岡田委員 一應それで終ります。

○高津委員 本案五十五條、百二條についてですが、職員は、商業、工業または金融業その他營利を目的とする私企業を営むことを目的とする會社の他の團體の役員、顧問もしくは評議員の職を兼ねてはならない、それはわかりましたが、みずから營利企業を営んでおるという趣意は、妻の名義で營業をしておつて、その妻の相談に與かり、顧問となり、參謀となるというふうなことは許されないのですか、その點を伺いたいと思ひます。

○佐藤達 政府委員 御指摘のような場合を考えますと、かりに妻の名義の場合はいかぬと書きますと、伯父の名義にする、子供の名義にする。脱法を考へますとなか／＼智慧のある人が考へ得ることでありまして、いろいろいろいろな手があると思ひます。これは大きな精神を打出しまして、みずからというのの自分の名義で、これはそうならざるを得ないと思ひます。そのあと脱法行為はこれはあくまでも脱法行為であるといふように、この法律としては考へておるといふことになると思ひます。

○高津委員 公務員の待遇を非常によくしてある場合は別ですが、わが家で煙草屋とか、八百屋とか文房具店とか

家具店とか、何でも奥さんがやつておる、その状態は許すわけですか、待遇をよくしてやらなければ奥さん子供は家でやつてもいいわけでありまして、それは許すのですか。

○佐藤達 政府委員 結局脱法という言葉の意味になりまして、脱法といふのは悪い動機からということになります。従つてその純眞なというものが、みても納得し得るような動機といふものは別にあらうと思ひます。

○高津委員 まづほかにはないかと思ひます。○高津委員 やはり一家で家族の者がそういう仕事をしておれば、相談に與かるということは普通のことであつて、その判定は非常にむずかしいと思ひますが、そこをどう裁かれるのでしょうか。

○佐藤達 政府委員 本人がやつたのと實際上同じことであるが、その百二條を逃れるために、形式だけをたれた名義にしたというふうな場合は、私は脱法という言葉を言つておるのであります。そうでないほんとうの、別々の點からみて正しい、もつともだと思はれるような場合には、ちよつとこの條文は觸れておるのではないと思ひます。

○高津委員 第百三條の職員が報酬を得て、營利企業以外の事業團體の役員顧問もしくは評議員の職を兼ねるためには、所轄廳の長の許可を要する。他の事業に従事し、もしくは事務を行うにも所轄廳の長の許可を要する。この他の事業といふのはどういう意味でありますでしょうか。

○佐藤達 政府委員 これは恐縮であります。ちよつと正誤がございま

す。御質問については關係はないと思ひますけれども、評議員の職を兼ね、その他の」となります。要するに上の方にあるのは、「營利企業以外の事業の團體」と、そこに「の」の字が正誤ではいつておりますが、事業の團體の役員、顧問もしくは評議員の職を兼ねるという形によつて、他の事業に従事する場合、それからその他をいう役員、顧問、評議員という形ではなくて、およそ他の業務に従事するといふときにはどういふこととなりますから、おそろく御質疑の趣旨は、何でも他の事業に報酬を得て従事する場合には許可を得るのかといふ御質問だと思ひます。よけいな正誤のことを申し上げて時間をとりましたが、これは前から、たとえば政治關係の役員となるとか、政黨關係の役員に關する條文などで申し上げましたような、一つの根本基準といひますか、すなわち専任公務員として職に従事しなければならぬといふ、その一つの基準に對する接觸關係をもたらし事務でありまして、これは所轄廳の許可で適切な手續をとるといふ趣旨で、現在の服務紀律においても、ちよつと他の事業を報酬を得てやる場合には、必ず本局長官の許可を受けなければならぬという建前になつておりますが、それと同じ趣旨であります。

○高津委員 百五條は「職員の勤務條件その他職員の服務に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定めることができる。」となつており、今御説明を聞いたのでありますが、労働條件といふのと勤務條件といふのはどう違ひのでしょうか。

○佐藤達 政府委員 むずかしいお尋

○佐藤(達)政府委員　これは法制の一

ございませんで、この暴力でい
るのは非合法の力という意味でござい
ます。その非合法の力にはあるいは個

なことを秘密網領に掲げる。あるいは、たゞの團體行動によつてこれを願ふると、あらかじめ暴力行爲を掲げておると、ちつともわからないといふおのゝ、ちつともわかりませんが、個々の人の集まりの行爲がどうだといふことは、實はこの場合にはあてはまらぬものであります。

○辻井委員 これはさきに高津君からした

を天職としてそれに適まなければなら
ないといふことと、もう一つは政治的
の色がついているというふうなふう
に、一般の民間から色めがねで見られ
ますと、その人のやる行動がいろ／＼
誤解的になるというふうなことをお
それての條項でございます。政治的團
體のただ黨員になつておられる分には、
黨員として別段お忙しい仕事をお

ていますが、選挙後また復職をして、支部の役員も兼ね、議員も兼ねておるといふわけになつておる。もしこの法律が制定になり、そうして自治體にまで擴大されるということになると、現在をさういふ地位におるものはみなあるいは公職の方を辭職するとか、あるいは支部の役員をやめるとかいうことを

しなくてはならないようになるのですけれども、現在においても別に大した支障もなしにやつておりますし、ただ役人だけが實際働き目も振らずに公職に専念しなくてはならぬということもどうかと思つたのですが、實業界においてもやはり専心やらなくちやならぬわけですから、その職務に差支えない範圍でやり得ることなら差支えないのではないかと思います、重ねてお伺いしたいと思つた。

○佐藤(達)政府委員 自治體にも適用されるというお話がちよつとありましたが、それは自治體の職員、すなわち府縣あるいは市町村の職員、いわゆる今公吏といわれている人たちのこゝう採用分限等の規定をどうするといふ問題は、これは別問題でありますといふことを先にお答えしたのであります、今のお尋ねの趣旨を少し取り違えてゐるのかと思つたのですが、今のお尋ねの趣旨は、官吏が自治體のたとえれば府會議員を兼ねてゐるというやうな例でありましたでしょうか。たとえば大阪府の吏員で政黨の役員を兼ねてゐる人がある。その兼ねてゐる人は、大阪府の吏員のお話でありましたでしょうか。官吏の場合でありましたでしょうか。そのところはちよつとはつきりいたしませんので……

○辻井委員 今例にあげましたのは、自治體の公吏、京都市の吏員が京都府の府會議員をかねておるわけですが、もちろん現在も同一自治體の議員になれぬことになつております。

○佐藤(達)政府委員 わかりました。そうしますと、最初の自治體の職員、すなわち今公吏と呼ばれてゐるこゝう人達の身分等に関する法規をどうす

るかという問題に歸着すると思つたのであります。私もはさういふ種類の、すなわち専心その職務に従事しなければならぬという原則は、およそ國家に奉仕してゐる者であらうと、自治體に奉仕してゐる者であらうと、これは共通の原則ではないかと思つたのでありますけれども、前にもたび／＼申したと思つたのでありますが、自治體といふものは何分自治體といふものを憲法でも保障されてゐるのでありますから、その自治體に使用されてゐる人たちのこゝう関係の規律を、國家がちよつと自分の職員について公務員法をきめてゐるやうな態度で金縛りに自治體の方の職員を國家がきめて縛つてよいかどうか。ある程度は自治體で適當なる定めをしてもらうべきではないか。その趣旨の問題がいろいろござつて、具體的の事項についてのどうというお答えは實はできない現在の段階にあるのであります、精神は先ほど申しましたやうに、その勤務の相手方がどこであるかと、同じ精神でいふべきやうな性質のものと思われ、いかにございましてしようかといふやうなところのお答えになると思つたのであります。

○高津委員 政府各省の本省において、またその出先機關の官吏の中にも、私の屬している社會黨の黨員になつてゐる人が、同じ役所の中である程度数がまとまつたところがあり、それが、そういう場合に會合の通知などをするとに世話人をきめるというやうなことも、やはりこの法案は禁止してゐるのでしょうか、お伺いします。

○佐藤(達)政府委員 これは結局役員という範圍がどういふ範圍のものを指

すかという定義の問題におそくなると思つたのであります。これはいづれ政黨法といふやうなものができますれば、おそろくその役員の範圍といふものはつきりするのであるまいかといふやうな氣持をもつております。非常に末端の方の一つの職務を擔任してゐる人たちがすべてこの役員になるというところまでは、これは考へておらぬのであります。

○桑田委員 百一條の問題ですが、この場合「これらの行為に關與してはならない」といふことになりまして、たとえばある特定の官吏の代表者を直接立候補はしないけれども、選挙資金のやうなものを寄附してそれを應援するといふやうなことが全然できないといふやうなことになるのか、それとも個人的な行為でそれを應援するといふやうなものは認めるのかといふことと、もう一つは教員の場合は、これは今日の法規で立候補を禁止してゐるが、また政治運動を禁止してゐない關係上、全國に多數の縣會議員、市町村會議員となり、現職の教員のままで、現在政治に携つてゐる者がすこぶる多數おる。このすこぶる多數の者の實績もまだ見ていないで、ただちに法規を變改してこれを禁止するといふやうなことになるかと、あまりにも法令の朝令暮改を來すやうなおそれがある。これは全國的な問題でありますし、また法規の權威にも關するものと思つたので、いま一度お伺しておきたいと思つた。

○佐藤(達)政府委員 百一條の一項の關係の「關與」といふ言葉についての御質疑がございましたが、これは今の寄附金を求めるについて、あるいはまた

寄附金を受領するについて轉行爲をしたり、あるいはその取次をするといふやうなことは、この「關與」といふ言葉の中にはいるといふやうに考へております。

次の現在の公務員である人が現に公選による公職を兼ねておるという問題につきましても、この法律が適用になつた場合にただちにその地位と申しますか、公選による公職の方の地位を失うかどうかといふやうなことはここからは出てまいりません。それは候補者となることの方の面を押えただけでありまして、兼任の面はほかの立法なり何なりの方できまつてくるものだと思つたのであります。ここからはただちに公職の方を退くといふことは、形式論であるけれども出てこないのではないかと、いふやうに考へております。

○竹山委員 それでは本日はこの程度で散會をいたします。先ほど申し上げたやうに、明日午前十時から引續いて審議をいたしたい。なお高津委員その他からの御質疑も出ましたやうに、給與の問題が相當關聯し裏づけになることと思つたから、明日は大藏省の給與局から來て給與の現況についての説明を求めたいと考へております。ではこれで散會いたします。

午後三時五十四分散會